

第五十一回 帝國議院 日本興業銀行外二銀行ノ對支借款關係債務ノ整理ニ關スル法律案(提出)委員會議錄(速記)第三回

會 議 大正十五年二月九日(火曜日)午前十時
 三十四分開議 出席委員左ノ如シ
 委員長 中村啓次郎君 理事 神田 正雄君
 一柳仲次郎君 山口 嘉七君 中村 魏君
 黒田重兵衛君 松岡 俊三君 宜陳君 前ニモ其話ガアツタ通り、是ハ全部國民
 坂梨 哲君 長峰 與一君 嘉門君
 牧山 耕藏君 武藤 嘉門君
 出席政府委員左ノ如シ
 外務政務次官男爵 矢吹 省三君
 外務書記官 坪上 貞二君
 大藏政務次官武内 作平君
 大藏省理財局長 富田勇太郎君
 本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
 日本書記官 外務政務次官武内 作平君
 係債務ノ整理ニ關スル法律案(政府
 提出)
 ○中村委員長 是ヨリ開會致シマス、
 長峰君 ○長峰委員 私ハ外務當局ニ御尋致シ
 タイ、外務大臣ノ前回ノ御説明ニ依リ
 マスト、借款ノ成立ニ付テハ、其當時外
 務省トシテハ何等關係ハシテ居ラナ
 イ……

○中村委員長 今政務次官ガ來ルサウ
 デアリマスカラ、大藏省ノ分カラ御始
 メ願ヒタイ
 ○長峰委員 私ハ大藏省ノ方ハアリマ
 テカラ願フコトニ致シマセウ
 ○神田委員 私ハ前回ニ大體ノ事ハ承
 リマシタ、更ニ三銀行借款整理ト云フ
 コトハ、大分大問題ダト思ヒマス、而モ
 ヨミタハ、歸セネバナラヌト云フ狀況デ
 アル、若シ關稅會議ガ旨ク行ッタトキニ
 ハ、又別問題トシテ、是モ外務大臣ト私
 共多少意見ハ違ッテ居リマスガ、兎ニ角
 國民ノ負擔ニ歸スト云フ危險ノ程度ガ
 アルト見ナケレバ、ナラヌ、斯ウ云フ
 大問題ニ向ッテ大藏省ガ此整理案ヲ御
 出シニナッタカラニハ、第一番ニ國民ニ
 法ガナイト考ヘマス、何レニシテモ國民ニ
 重大ナ負擔ヲ負ハシムルコトデアリマ
 スカラ、十分諸君ノ御諒解ヲ得、諸君ヲ
 通ジテ國民ノ諒解ヲ求ムルヨリ他ニ方
 法ガナイト考ヘマス、吾ニ於キマシ
 テモ、斯ウ云フ案件ヲ提出致シマスコ
 ラス、是ガ十七年度ニナリマスト其
 立當時カラ今日マニテ參ツテ居ルノデア
 リマス、是ガ二千七百萬圓デアリマシテ、這入
 ルモノ出ルモノト計算ヲシテ、借款成
 立當時カラ今日マニテ參ツテ居ルノデア
 リマス、是ガ二千五百萬圓デアル、ソレカラ臺灣
 銀行ノ方ハ三千九百餘萬圓ノ資本金デ
 ナルノデアリマス、朝鮮銀行ノ資本金
 リマスト、三千七百萬圓ト云フモノヲ
 支出スルコトニナルノデアリマスルカ
 ラシテ、其年月ニ參リマスルト云フト、
 此三銀行ガ當然破綻ヲ致シマス、要ス
 デアリマシテ、此多額ガ場合ニ依リテ
 タイ
 ○武内政府委員 至極御尤モナ御意見
 デアリマシテ、此多額ガ場合ニ依リテ
 タイ
 ○武内政府委員 委員會議錄(政府提出)委員會議錄(速記)第三回
 大正十五年二月九日 一

ノ償還ハ勿論ノコト、出來ヌト云フコトニ致シテ居リマス、サウ致シスマルト、此興業債券ハ、大體政府ガ保證ヲ致シテ居リマスルカラ、政府ハ此銀行ニ代^レテ、興業債券ノ所有者ニ補償ヲセンケレバナラヌノデアリマス、一面ニ於テ是ダケノ金ヲ支出シナケレバナラヌト云フコトニナルト云フコトガ、殆ド火ヲ堵ルヨリモ明カナ算盤ノ上カラ當然到達スペキ歸結ニナッテ居リマス、其上若シ此三銀行ガ破綻ヲ致シマスルト、政府トノ關係ニ於キマシテモ、此興業債券バカリデハアリマセヌ、其他ニモ清浦内閣ノ終リ頃ニ貸付ケマシタ五千萬圓ト云フヤウナ金モアリマス、其他種々ノ關係ガアルノデアリマス、殊ニ特殊銀行、政府ノ監督ノ下ニ在ル銀行ガ、左様ナ場合ニ立到ルト云フト、財界ニ及ボス影響ノ重大ナルコトハ殆ド豫測ノ出來ヌ程度ノモノデアラウト思フノデアリマス、サウ云フ事情ノ下ニ在リマスカラシテ、此以前ニ矢張之ヲ救濟ヲ致シマスル爲ニ、預金部カラ金ヲ貸付ケタヤウナコトモアリ、清浦内閣ノ時ノ五千萬圓ナドモ矢張其一種デアラウト思ヒマスガ、サウ云フ風ナ姑息ナコトヲスレバ、途中デ相當ナ金ヲ出シテ置イテ、サウシテ結果本案ト同ジヤウナ歸結ニナッテ居リマス、斯ウ云フ風ナ關係ニ重大ナ影響ヲ及ボス、斯ウ云フ風ナ關係ニ到達スルコトガ明カナノデアリマス、サウシテ此事

ガ出來タノハドウ云フ關係ガト申シマスルト、是マデモ申上ゲマシタ通リ、單純ニ是等ノ銀行ガ自己ノ營業上シタ性質ノモノデナクシテ、時ノ内閣ノ政策遂行ト云フコトガ主タル原因ニナッテ居ルノデアリマス、サウ云フヤウナ風ノモ次第デアリマスカラシテ、今回本案ヲ提出致シタノデアリマシテ、斯ウ云フ事情ヲ能ク御理解ヲ下サレマシタナラバ、國民ニ於キマシテモ、本案ノ性質ヲ諒トサレルコトト信ジテ居ル次第デアリマス。

○神田委員 ソレヲ承リマシテ、今日ノ表ヲ頂戴シテ益私感ズルノハ、前ニ小寺、牧山、兩氏カラ請求シテ居ル政府ト三銀行トノ關係ノ覺書ハ、今日ノニハナイヤウデアリマスルガ、之ヲ承ッタ上デ私又質問シタイト思フノデアリマス、殊ニ特殊銀行、政府ノ監督ノ下ハナイヤウデアリマスルガ、之ヲ承ッタ上デ私又質問シタイト思フノデアリマス。

○武内政府委員 元來ソレハ御請求ガアラウト思フノデアリマスカラ、其事ニ付テ御事情ノ下ニ在リマスカラシテ、此以前ニ矢張之ヲ救濟ヲ致シマスル爲ニ、預金部カラ金ヲ貸付ケタヤウナコトモアリ、清浦内閣ノ時ノ五千萬圓ナドモ矢張其一種デアラウト思ヒマスガ、サウ云フ風ナ姑息ナコトヲスレバ、途中デ相當ナ金ヲ出シテ置イテ、サウシテ結果本案ト同ジヤウナ歸結ニナッテ居リマス、斯ウ云フ風ナ關係ニ重大ナ影響ヲ及ボス、斯ウ云フ風ナ關係ニ到達スルコトガ明カナノデアリマス、サウシテ此事

附帶致シテ居リマスル種々ノ擔保、或支拂ヲ求ムルト云フコトノ外ニ、之ニアリマスル種々ノ擔保、或支拂致シテ居リマス、サウシテ此事

ガ出來タノハドウ云フ關係ガト申シマスルト、是マデモ申上ゲマシタ通リ、單純ニ是等ノ銀行ガ自己ノ營業上シタ性質ノモノデナクシテ、時ノ内閣ノ政策遂行ト云フコトガ主タル原因ニナッテ居ルノデアリマスカラシテ、サウ云ウヤウナ風ノモ次第デアリマスカラシテ、是ガ政局ノ政策遂行ノ具トナッタモノデアルウト考ヘルノデアリマス、ソレデ成ベタバ、國民ニ於キマシテモ、本案ノ性質ヲ諒トサレルコトト信ジテ居ル次第デアリマス。

○神田委員 ソレヲ承リマシテ、今日ノ表ヲ頂戴シテ益私感ズルノハ、前ニ小寺、牧山、兩氏カラ請求シテ居ル政府ト三銀行トノ關係ノ覺書ハ、今日ノニハナイヤウデアリマスルガ、之ヲ承ッタ上デ私又質問シタイト思フノデアリマス。

○武内政府委員 元來ソレハ御請求ガアラウト思フノデアリマスカラ、其事ニ付テ御事情ノ下ニ在リマスカラシテ、此以前ニ矢張之ヲ救濟ヲ致シマスル爲ニ、預金部カラ金ヲ貸付ケタヤウナコトモアリ、清浦内閣ノ時ノ五千萬圓ナドモ矢張其一種デアラウト思ヒマスガ、サウ云フ風ナ姑息ナコトヲスレバ、途中デ相當ナ金ヲ出シテ置イテ、サウシテ結果本案ト同ジヤウナ歸結ニナッテ居リマス、斯ウ云フ風ナ關係ニ重大ナ影響ヲ及ボス、斯ウ云フ風ナ關係ニ到達スルコトガ明カナノデアリマス、サウシテ此事

シムルト云フコトハ、面白クナイト云
フコトデ、非常ニ考慮スルコトガアラ
レテ、サウシテ此或ハ戦争ノ助長ニナ
ルトカ云フヤウナ疑ノアルモノハ、全
然之ヲ避クルガ宜イト云フヤウナ方針
ヲ執ラレタモノデアリマシテ、其後ノ
内閣ニ於キマシテモ、サウ云フヤウナ
關係事實等ハ、能ク御認ニナッテ居ル次
第ニアリマス、デ、サウ云フ點ヲ御若慮
ヲ願ヒマスルト云フト、必シモ其覺書
ガナクチャナラヌト云フモノデヤナイ
ト思ヒマス、ケレドモ其覺書モ見テ戴
イテ、サウシテ事實ノ真相ヲ明カニス
ルコトハ、ソレハ結構ト思ヒマス、思ヒ
マスガ只今申上グマシタヤウナ次第デ
アリマスカラ、モウ少シ後刻ニナリマ
シテ速記ヲ中止スルトカ、秘密會ニス
ルトカ、何等カノ方法デ御覽ヲ願フコ
トニ致シタイト思ヒマス

○神田委員 承レバ承ル程誤解ヲ招ク
點ガアルト思ヒマス、一體今頃ニナッテ
此借款ニ對シテ議會ノ問題ニナルト云
フコトガ抑間違ッテ居ルト思フクラ
ヒ重大問題デアルト私ハ思フ、此間外
務大臣ノ御話ニ依レバ、當時ノ外務次
官ノ人サヘ知ラナイ、立憲國ノ内閣ノ
一部ニ於テ而モ斯ウ云フ對外關係ヲ外
務省ガ知ラズニヤルト云フヤウナ有様
デハ、憲法上カラ言ツテモ議會ノ大問題
デアルト思フ、今之ヲ整理デアルカラ
ト云ツテ、其當時ノ事實ヲモ説明シナイ
デ、唯何年ニナレバ破産スルトカ、何銀

行ガ何年ニナッタラ資本金ガ無クナル
ト云フヤウナ、單ナル現在ノ救濟ヲ主
トシタ御説明デ、是ダケノ大キナ問題
ヲ執ラレタモノデアリマシテ、其後ノ
内閣ニ於キマシテモ、サウ云フヤウナ
關係事實等ハ、能ク御認ニナッテ居ル次
第ニアリマス、デ、サウ云フ點ヲ御若慮
ヲ願ヒマスルト云フト、必シモ其覺書
ガナクチャナラヌト云フモノデヤナイ
ト思ヒマス、ケレドモ其覺書モ見テ戴
イテ、サウシテ事實ノ真相ヲ明カニス
ルコトハ、ソレハ結構ト思ヒマス、思ヒ
マスガ只今申上グマシタヤウナ次第デ
アリマスカラ、モウ少シ後刻ニナリマ
シテ速記ヲ中止スルトカ、秘密會ニス
ルトカ、何等カノ方法デ御覽ヲ願フコ
トニ致シタイト思ヒマス

○武内政府委員 先刻申上グマシタ通
リ、此問題ノ解決ニ依テ從來成立シテ居
ナケレバナラスト思ヒマス

○武内政府委員 先刻申上グマシタ通
リ、此問題ノ解決ニ依テ從來成立シテ居
ハ、現内閣モ當時ノ内閣モ至誠ヲ認メ
ガ自分ノ借款ヲスルノダカラト云ツテ、
銀行ニ責任ヲ打任セテ、内閣デハ一部
ノ人ガ集マッテ借款ヲシテ居ル、其事實
ヲ公ニセズシテ此整理案ヲ出サレルノ
ハ、現内閣モ當時ノ内閣モ至誠ヲ認メ
テヤツタ事デアルカ、ソレカラ承ッテ見
度此表ニアル通り後カラ續ケサマニ借
換借款ヲシテヤツテ居リマスガ、最初ノ
借款ノ金ハ政府ト三銀行ノ間ニハ幾ラ
ノ利息デ貸渡ニナッテ居ルカ、二回三回
ト整理ノ借款ヲ——五千萬圓ハ勿論デ
アリマスガ、サウ云フ金ハ三銀行ニ幾
ラデ貸渡ニナッテ居ルカ、サウ云フ細カ
イ事ヲ承リマス

○武内政府委員 一寸神田君ノ御質問
ダ今後ニ於キマシテ研究サレ、處理サ
レルモノデアル、當面ノ問題トシマシ
タイト云フノガ政府ノ考デ、只今神田
君ノ御意見ハ私ハ少シモ無理ト思フノ
デハナニ、思フノデナインデアリマス
ガ、此際ニ此事ハ當時ノ政府ノ遺方ガ
善カツタカ惡カツカト云フヤウナ風ノ
ハ、先程差上グマシタ表ノ一番初ニ一
費用、取扱ニ要ツタ費用等ヲ差引キマシ
テ、サウシテ全ク現實ニ三銀行ノ負擔
ニナル部分ニ對シテ、今回ノ公債ヲ交
付スルト云フ細カイ勘定ヲ致シテヤツ
テ居リマス、其勘定ハ間違ッテ居ラヌコ
トヲ保證ヲ致シマス

○長峰委員 過日外務大臣ノ説明ニ依
リマスト、此借款ノ成立ニ付テハ當局
ハ何等關係ハナイ、又其債權ノ擁護ニ
付テモ外務當局トシテ嘗テ斡旋シタコ

トモナイト云フ御話デアリマシタ、ソレハソレト致シマシテ、其後三銀行ノ借款團ガ窮狀ヲ訴ヘテ懇談ニ參リシコトガアリマスカ、又今回ノ關稅會議ニ付テ外務當局ニ懇談ヲ遂ゲタコトガアリマスカ、ソレヲ伺ヒタイ、今回ノ關稅會議ニ付テ外國ノ借款團ハ數年前カラ非常ニ不確實ナ擔保デモ一切償還ニ充テヤウ、税關ノ增收主義ヲ執ラ財政ヲ整理シヤウト云フコトガ借款團ノ非常ナル希望デアル、今回ノ關稅會議ハ殊更其爲ニ開カレタモノノアルトモ承知シテ居ルノデアリマスガ、日本ノ三銀行ノ態度ハドウデアリマシタラウカ、窮狀ニ在リナガラサウ云フ機會ヲ捉ヘズ、唯外務省ノ爲サレル儘ニシテ居ツタノデアルカ、或ハ大藏省依頼主義ヲ執ッテ、ドウカシテ吳レルダラウト云フ位所ハ今回三銀行ハ餘程恩典ニ預ルノデアリマス、其態度ニ付テ私共ハ伺ヒタイト思フノデアリマス

○矢吹政府委員 只今ノ御質問ニ御答直接ノ交渉ハ致シマセヌ、何時モ大藏省ヲ經テ外務省ハ所管ノコトニ關シテ考慮致シテ居ルノデアリマス、直接ノ交渉ハ致シマセヌ

○武内政府委員 只今長峰君ノ御説ハ、ソレ終始善後策ニ付テ協議ヲ致シタノデアリマス、サウ云フノ意見モ聞キマシテ、只今御話ノ通り今回ノ此關稅會議ニ對シマシテモ、出來ルダケノ方策ヲ講ジ、方針ヲ定メテ全權ニハ出張サレテ居ル、斯ウ云フ

○長峰委員 尚ホ伺ヒマスガ、既ニ關稅會議ト云フモノハ、外國ノ借款團ノ傀儡トマデ稱シテ居ツテ、何モ貿易關係ヲ考ヘテ起シタモノデハナイ、外債ノ整理ヲ早クスルト云フコトト、支那ノ財政ノ基礎ヲ鞏固ニスルト云フヤウナコトデ、列國ハヤッテ居ル、要スルニ支那ニ對シテ貸シタ金ヲ早ク取ラウ、斯

○武内政府委員 只今ノ御質問ニ御答直接ノ交渉ニ付テモ税率ノ争ガアリマスケレドモ、列國ニ於テハ支那ニ對スル借款サヘ取レバ宜シイ譯デアリマスカラ、税率ノ如キハ成ルベク華盛頓會議ノ附居ルノデアリマシタラウカ、其邊ノ交渉ニ付テモ税率ノ争ガアリマスケレドモ、仍テ日本ト支那トノ税率ノ如キハ成ルベク華盛頓會議ノ附居ルノデアリマシタラウカ、其邊ノ交渉ニ付テモ税率ノ争ガアリマスケレドモ、今其内容ヤ手續ヲ餘リ申上ゲマスコトハ、此際宜クナイコトデアリマスカラ差控ヘナ研究、十分ナ方策ヲ定メテアルノデアリマス、尙ホモウ一ツ附加ヘテ申シマスガ、此銀行ハ平氣デ居ルト云フコトデアリマスガ、是ハ銀行ガ必ズシモテモ死活問題デアリマスカラ、度々歴代ノ内閣ニ於テモ相當ノ便宜ヲ與ヘテヤッタノデアリマスケレドモ、結局今日マデハ總テノ解決ノ運ニ至ツテ居ラヌ、斯ウノ風ナコトヲ致シマス際ニ、歷代ノ内閣ニ於テモ相應ノ解决ノ運ニ至ツテ居ラヌ、斯ウ云フヤウニナツテ居リマシテ、決シテ何レノ部分ガ等閑ニシテ居ル、大藏若クハ外務ニ於テ安閑トシテ居ルト云フコトハ毛頭ナインデアリマスカラ、此點云フヤウニナツテ居リマシテ、併シ私ハ能ク御了解ヲ願ヒタイト思ヒマス

○峰委員 能ク分リマシタガ、併シ私ノ聞ク所ニ依リマスト、日本ノ借款ハ催促ガ餘リ嚴重デナイ、隨ツテ今回ノ關稅會議デ三年間ノ据置ト云フヤウナコトハ效果ガ餘リナカツタ、非常ニ督促シ

在員ヲ北京ニ置テ、此問題ヲ處理ヲ致シ居ツタ、ソレカラ大正八年一月ニハ岩佐理事ガ北京ニ出張致シマシテ、九年八月マデ一年八箇月間滯在シテ、吉會鐵道ナドノコトニ付テ矢張努力ヲ致シテ居ツタ、又十年四月ニ小野總裁ガ北京ニ出張致シマシテ、是ハ四月ニ參テ全權ニハ出張サレテ居ル、斯ウ云フコトニナツテ居リマス

○武内政府委員 只今長峰君ノ御説ハ、ソレ終始善後策ニ付テ協議ヲ致シタノデアリマス、サウ云フノ意見モ聞キマシテ、只今御話ノ通り今回ノ此關稅會議ニ對シマシテモ、出來ルダケノ方策ヲ講ジ、方針ヲ定メテ全權ニハ出張サレテ居ル、斯ウ云フ

○峰委員 能ク分リマシタガ、併シ私ノ聞ク所ニ依リマスト、日本ノ借款ハ催促ガ餘リ嚴重デナイ、隨ツテ今回ノ關

○武内政府委員 只今長峰君ノ御説ハ、ソレ終始善後策ニ付テ協議ヲ致シタノデアリマス、サウ云フノ意見モ聞キマシテ、只今御話ノ通り今回ノ此關稅會議ニ對シマシテモ、出來ルダケノ方策ヲ講ジ、方針ヲ定メテ全權ニハ出張サレテ居ル、斯ウ云フ

○峰委員 能ク分リマシタガ、併シ私ノ聞ク所ニ依リマスト、日本ノ借款ハ催促ガ餘リ嚴重デナイ、隨ツテ今回ノ關

テ居ルト延バシテ貰ッタト云フ印象モ
與ヘルケレドモ、常ニサウ云フ態度デ
緩慢ナル催促ヲシテ來タ上ニ、關稅會
議デ三箇年ノ据置ト云フコトハ餘リ效
果ガナカッタト云フ噂ヲ聞イテ居リマ
ス、只今承リマシテ能ク諒解致シマシ
タガ、私共此借款ハ俗ニ有ルトキ拂ヒ
ノ催促ナシト云フヤウナ風デ、先ヅ支
那ガ拂タナラバ、其金ヲ頂戴シヤウト
云フヤウナコトニナッテ居ルノデゴザ
イマスカ

○武藤政府委員 ソンナコトハアリマ
セヌ、只今申上ゲマシタヤウニ、利息ダ
ケデモ取リタイト云フノデ、態々銀行
トシテモ非常ニ重要ナ人、他ノ會社ニ
於キマシテモ重要ナ人ガ出張シテ、滯
在ラシテ居催促ヲシテ居タノデアリ
マス、決シテ吳レレバ取ルト云フヤウ
ナコトハナイノデアリマス、矢張今回
ノ會議ニ於キマシテ、此點ニ付テ長峰
君ノ御杞憂ニアリマスケレドモ、政府
ハ此事ニ付テハ餘程考慮シテ居ルノデ
アリマスカラ、決シテ只吳レレバ取ル
トカ、餘所ノ主張ガ強ケレバ其儘オ流
レニナリハシナイカト云フヤウナコト
ハ御諒承ヲ願ヒタイ

○長峰委員 私ハ斯ウ云フコトヲ心配
シテ居ルノデアリマスガ、此前モ借款
ニ付テ是ト似寄ッタ提案ガ出タコトガ
アリマスガ、日本ガ斯ノ如ク始末ヲ致
シマスレバ、支那ハ幸ノコトシテ、先

○武内政府委員 御意見ハ至極御尤デ
アリマシテ、過日モ神田君カラモサウ
云フ御心配ヲ拜聽致シタノデアリマス
ガ、今日支那政府ヘ交渉ヲ致シテ居リ
マスノハ、矢張銀行ガ自分で行クト云フ
コトニナッテ居リマセヌノデアリマス
○柏田委員 私ハ外務當局ニ御尋致シ
タイノデアリマスガ、外務當局ハ努メ
テ此問題ニ關與シナイ、存ゼヌ、知ラヌ
ト申シテ居ラレマスガ、ソレハ恐ラク
ハ此問題ニ關係シタト云フコトニナレ
バ、政治借款ノ色ヲ成シテ來ル虞ガア
ルト云フ御考カラデハナイカ、私ハ却
テ其反對デアルト思フノデアリマス、
現ニ支那當局ハ當時外務省モ口ヲ容レ
テ吳レテ、サウシテ此借款ガ出來タノ
デアルニ拘ラズ、其後ニ於テ外務省ハ
ツテ居ラレル、支那デハ此借款ヲ何時
マデモ假契約デ置カレテハ困ルカラ、
左様ニ思ッテ居リマスカ

○吹政府委員 只今柏田サンノ御質問
ニ依リマスト、外務省ガ此西原借款整
理ノ事ニ對シテ努メテ冷淡アルト云フ
タガ、私共此借款ハ俗ニ有ルトキ拂ヒ
ノ催促ナシト云フヤウナ風デ、先ヅ支
那ガ拂タナラバ、其金ヲ頂戴シヤウト
云フヤウナコトニナッテ居ルノデゴザ
イマスカ

○武藤政府委員 御意見ハ至極御尤デ
アリマシテ、過日モ神田君カラモサウ
云フ御心配ヲ拜聽致シタノデアリマス
ガ、今日支那政府ヘ交渉ヲ致シテ居リ
マスノハ、矢張銀行ガ自分で行クト云フ
コトニナッテ居リマセヌノデアリマス
○柏田委員 私ハ外務當局ニ御尋致シ
タイノデアリマスガ、外務當局ハ努メ
テ此問題ニ關與シナイ、存ゼヌ、知ラヌ
ト申シテ居ラレマスガ、ソレハ恐ラク
ハ此問題ニ關係シタト云フコトニナレ
バ、政治借款ノ色ヲ成シテ來ル虞ガア
ルト云フ御考カラデハナイカ、私ハ却
テ其反對デアルト思フノデアリマス、
現ニ支那當局ハ當時外務省モ口ヲ容レ
テ吳レテ、サウシテ此借款ガ出來タノ
デアルニ拘ラズ、其後ニ於テ外務省ハ
ツテ居ラレル、支那デハ此借款ヲ何時
マデモ假契約デ置カレテハ困ルカラ、
左様ニ思ッテ居リマスカ

○吹政府委員 只今柏田サンノ御質問
ニ依リマスト、外務省ガ此西原借款整
理ノ事ニ對シテ努メテ冷淡アルト云フ
タガ、私共此借款ハ俗ニ有ルトキ拂ヒ
ノ催促ナシト云フヤウナ風デ、先ヅ支
那ガ拂タナラバ、其金ヲ頂戴シヤウト
云フヤウナコトニナッテ居ルノデゴザ
イマスカ

ハ知ラスト申スコトハ、成立ノ初メニ
於テ外務省ガ立入ッテ相談ニ與ツテヤッ
タモノデハナイト云フ意味デアリマ
ス、既ニ出來タ以上ハ、之ガ整理ノトキ
ハ外務省トシテハ大藏省其他ト協力シ
テ解決ヲ圖ラナケレバナラヌ、サウ考
ヘテ居リマスノデ、其點ニ於テ一向知
ラヌト云フコトヲ以テ、サウ云フ態度
ヲ執ツテ居ルト云フコトデハアリマセ
ヌ、左様御承知ヲ願ヒタイ、而シテ只今
ノ關稅會議ニ於キマシテハ、此西原借
款ノ整理ト云フコトガ、日本ノ支那ニ
對スル不確實債權ノ大部分ヲ占メテ居
リマスノデ、今度北京ニ於テ我國全權
致シマシテハ、此西原借款ノ整理ト
云フコトニ非常ニ大ナル責任ヲ持ツテ、
日々會議ニ折衝シテ居ル次第ニアリマ
ス、隨テ先刻仰セノ如ク外務省ハ冷淡
ナル態度デアルト云フヤウニ思召サナ
イヤウニ願ヒタイト思ヒマス

○柏田委員 外務大臣ノ御答辯ヨリハ
一步進メタ御答辯デアリマシテ、餘程
違ツテ來タヤウニ思ヒマス、外務大臣ハ
知ラヌ、マルデ關係ノ無イト云フヤウ
ナ御話デアリマシタガ、政務次官ハ、確
ニ其點ニ付テハ餘程進ンデ居ラレル考
ヲ持ツテ居ルヤウニ思ハレマスガ、尙ホ
御伺ヒ致シタイト思ヒマスコトハ、第
一ニ有線電信借款二千萬圓ニ付テ御尋
ヲシテ見タイト思ヒマス、其前ニ御尋
シテ置キマスガ、ドウゾ御當局ニ於キ
マシテハ、御調ベガナイト云フノデ御
ノ手配ヲシテ居ラナイ、利息モ何モ入

是ハ陸上有線電信三萬七千哩、海底電
線千哩、尤モ此海底電線ハ二番抵當デ、
一一番抵當ハ大北、大東、電氣會社ニ擔保
ニナツテ居ルノデアリマス、是ハ七百萬
円ノ擔保デ一千九百三十年ノ期限デア
リマス、私ハ此有線電信三千萬圓ト云
フモノハ、一千九百三十年マデ矢張日
本ハ契約書ニアリマス通り監督官ヲ入
レテ監督ヲシテ、サウシテ利益ナラ利
益ヲ取ツテ行ク仕組ニナツテ居リマス、
一千九百三十年後ニ於テハ、日本ハ大
北、大東ニ代ッテ此「コントロール」ガ出
來テ居ルト云フ仕組ニナツテ居ルト思
ヒマス、サウ云フヤウニ契約ガナツテ居
ル、所ガ大北デハ技師ヲ入レテ居ルシ、
役人ヲ入レテ居ル、有線電信三萬七千
哩ハ其要所々今ニ役人ヲ置キ、監督員
ヲ置イテ居ルニ拘ラズ、日本ハ何等是
ノ手配ヲシテ居ラナイ、向フハ儲ケヲ
シテ配當シテ、大北、大東ノ會社ノ如キ
ハドンヽ、發達シテ來テ居ルケレド
モ、日本ハ三千萬圓貸シテ居リナガラ、
何等手配ヲシテ居ラナイノデアリマ
ス、若シ御當局ニ於テ大北大東ノ次ニ
豫算ヲ申上ゲマスト、電信收入ガ九百
四十七萬三千元、前回ノ民國五年ノ豫
算ヨリ多少增加ヲ致シテ居リマス、ソ
レカラ電信行政ノ支出ガ千五百二十三
萬元デアリマシテ、差引電信收入ノ不
足ハ五百七十五萬六千元デアリマス、
其後ハ毎年豫算ハ私共ノ手ニ入ッテ居
ナリシテ、年々歲々月々ニ這入ッテ來ル
所ノ其收益検査ヲ見テ、利息ナラ利息
ヲ入レナケレバナラヌノニ、ソレダケ
出来マシテ、其會ニ於テ調査シタ所ニ

ノ收支ノ不足ガ六百八萬元デアツテ、將
來十箇年ノ收支不足ハ三千三百萬元デ
ス、此間ノ御答辯デハ海底電信ノ收入
カ何カ分ラナイガ、兎ニ角電信ノ收入ガ
アルト云フコトヲ申シテ居リマス、ソ
レハ何時カト云フト大正五年、今日ハ
ソレハ何時カト云フト大正五年、今日ハ
大正十五年デアリマス、十年前ノ統計デ
ソレデ金ヲ貸シテサウシテ利息ガ取レ
ルモ取レナイモノト思ヒマス、
現在ノ統計而シテ支那ノ政府カラ三萬
七千哩ノ陸上電信ト海底電信一千哩ノ
收支決算ハドウナツテ、日本ハドウ云フ
關係デ取レナカツタカト云フコトノ御
答辯ヲ願ヒマス

○富田政府委員 前回御質問ガアリマ
シテ、古イ計算ヲ申上ゲテ恐縮デアリ
マスガ、御承知ノ通リ支那ノ豫算ハ每
年確定シタモノハアリマセヌノデ、私
共ノ知ツテ居リマス豫算ハ、民國八年ノ
豫算ニ當ルノデアリマス、日本ノ如キ
豫算ハアリマセヌ、ソレデ民國八年ノ
豫算ヲ申上ゲマスト、電信收入ガ九百
四十七萬三千元、前回ノ民國五年ノ豫
算ヨリ多少增加ヲ致シテ居リマス、ソ
レカラ電信行政ノ支出ガ千五百二十三
萬元デアリマシテ、差引電信收入ノ不
足ハ五百七十五萬六千元デアリマス、
其後ハ毎年豫算ハ私共ノ手ニ入ッテ居
ナリマスガ、最近大正十三年ノ二月ニ
今度ノ關稅會議ニ於ケル借款ノ整理ノ
結果、支那財政整理會ト云フモノガ
出来マシテ、其會ニ於テ調査シタ所ニ
トハ千九百三十年迄支那ノ對外電信權
ノ收支ノ不足ガ六百八萬元デアツテ、將
來十箇年ノ收支不足ハ三千三百萬元デ
ス、此間ノ御答辯デハ海底電信ノ收入
カ何カ分ラナイガ、兎ニ角電信ノ收入ガ
アルト云フコトヲ申シテ居リマス、ソ
レハ何時カト云フト大正五年、今日ハ
大正十五年デアリマス、十年前ノ統計デ
ソレデ金ヲ貸シテサウシテ利息ガ取レ
ルモ取レナイモノト思ヒマス、
現在ノ統計而シテ支那ノ政府カラ三萬
七千哩ノ陸上電信ト海底電信一千哩ノ
收支決算ハドウナツテ、日本ハドウ云フ
關係デ取レナカツタカト云フコトノ御
答辯ヲ願ヒマス

ル御意思ガアルカドウカト云フコトヲ
明確ニ伺ッテ置キタイ、ソレカラ假契約
トナッテ居ルノヲ本契約ニ直シテ、此契
約ノ遂行ヲ期スル御考ガアルヤ否カト
云フコトヲ明確ニ伺ヒタイ、ソレカラ
人多ク此借款ヲ整理借款ト言ッテ居リ
マスケレドモ、私ハ純然タル經濟借款
ト考ヘマス、其當時寺内内閣ガ貸シタ
一億圓其他ノ金ハ、當時南方ノ討伐費
ニ使ハレタト世間デハ言ッテ居ルケレ
ドモ、事實ハサウデナイ、私共ノ調査デ
ハ、確カ寺内内閣ガ潰レマシタトキニ、
九千六百萬圓ノ金ハマダ日本ノ手許ニ
在ツテ支那政府ニ渡シテナカッタ、是ハ
追々ト渡シテヤッテ、事業ノ發展遂行ヲ
期スペク日本ノ手ニ於テ留保シテ居ッ
タ筈デアリマス、而シテ其大部分ハ交
通借款トシテ支那ニ於ケル幣政ヲ統一
シテ、此場合銀制度ト代ヘテ金紙幣ノ
發行ヲ斷行セシメ、爲替ノ變動等ニ因
ル日支ノ貿易阻碍ヲ防グト云フ大方針
ノ下ニ出タモノト考ヘテ居リマス、所
ガ九千六百萬圓ハ政府ノ監督宜シキヲ
得ズ、散リタバラクニ使ッテシマッ
タモノデハナイカト考ヘルノデアリマ
スガ、其後ノ寺内内閣沒落後ニ於テ、支
那ノ事業遂行上ニ授ジタ金ハ餘程アル
ト思フ、サウスレバ事業遂行上ニ出シ
タ金デアルカラ、監督ヲスル義務ガ確
ニ生ジテ居ル筈デアリマス、寺内内閣
沒落後ニ渡シタモノデ、事業ノ遂行ニ
使ッテ居ッテ、サウシテ監督ハシナイ、其

○矢吹政府委員 先刻ノ吉林、黒龍ノ
森林金借款デアリマスガ、ソレニ對シ
テ人ヲ何故入レナカト云フ御話デア
リマスガ、是ハ申ス迄モナク採金局森
林局ガ設置セラレレバ、日本カラ人ヲ
入レルコトニナッテ居リマスガ、其兩局
モマダ出來テ居リマセヌ爲ニ、人ヲ入
レル順序ニナッテ居リマセヌ、ソレカラ
十分政府ガ手ヲ盡シテ居ラナカッタ
闇以後ニ於テ、此借款ノ取立ニ對シテ
云フ御言葉ガゴザイマシタ、ソレハ見
様ニ依リマシテハ、不十分デアッタト云
フコトモ言ヘヤウト思ヒマスガ、何分
ニモ此借款ノ成立ノ當初ニ於テ多少輕
卒ト思ヒマスガ、不十分ノ點モアルヤ
ク、支那ノ方ニ、十分ナル強力ナル交渉
ノ爲シ難イヤウナ場合モアツタノデナイ
カト想像スルノデアリマス、過去ノ事
件ノデアリマス

○柏田委員 出來タモノハ仕方ガナイ
云フヤウナ事情ガアツタノデハナイカ
ト思ヒマスノデ、取敢ヘズ只今ノ御質
問ニ對シテハ以上ノ如ク申上ゲル外ハ
ス

ハ私モ能ク存ジマセヌケレドモ、サウ
モ外務大臣ハ最モ手近ノ方法トシテ
ハ、關稅會議ガ一番強イト言ハレマシ
タガ、洵ニ其通リデアリマス、關稅會議
ニ於テハ、日本ト支那トノ間ニ互惠條
約ガ成立スルコトデアリマセウ、其場
合ニ、西原借款ノ整理ガ影響ヲ受ケナイ
カドウカト云フ點デアリマス、特ニ日

本ノ綿絲其他ノ物ヲ、生活必需品ト云
フヤウナ名目ノ下ニ支那ニ入レル、又
支那カラ工業其他ノ材料ヲ安ク入レ
ル、ソレニ依テ西原借款ガ影響セラル
ニ、色ニノ仕事ヲヤツタ人ガ澤山ア
ヘラレルノデアリマシテ、只今ノ電信
借款ニ付テ申シマシテモ、日本ノ銀行
團ノ方カラ申シマスト、無論此有線電
信ヲ整理サセル爲ニ貸シタノデアリマ
シテ、今ノ政府モ支那政府モ之ヲ認メ
テ居リマスガ、色ニ支那ノ一部ノ人ノ
議論意見等ヲ聞キマスト、二千萬圓ノ
中僅ニ五百萬圓シカ廻シテ居ナイト言
ハレルノデアリマスガ、サウ云フ風ニ、
初カラノ成立チガ所謂西原借款デアリ
マシテ、不用意ニ出來テ居ルモノデアル
カラ、柏田君ノ御説ノヤウニ行届イタ
トデアリマスカラ、出來得ル限り唯最
善ノ方法ヲ盡スト云フコトノ御諒解ヲ
求ムル外ハ、此場合致方ナイト思ヒマ
ス

此事ニ依テ日本ハ他ノ方面ニ少シモ犠
牲ヲ拂フモノデハナイノデアリマス、
ソレ故ニ互惠條約ガ出來テモ出來ナク
テモ、不確實債務ノ整理ト云フコトハ、
ケルコトヲ申合セタノデアリマシテ、
日本ノ主張通り參ルベキコトデアリマ
シテ、勿論列國トモ協力シナケレバナ
互惠條約ガ出來タコトニ依テ、不確實
債務ニ對シテハ日本ノ發言ニ妨げラ生

大正十五年二月十日印刷

大正十五年二月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社